

修繕仕様書

- 1 修繕名 千葉市緑区鎌取コミュニティセンターL E D照明灯交換修繕
- 2 修繕場所 千葉市緑区おゆみ野3丁目15番地2
- 3 修繕期間 120日間
- 4 修繕概要 本修繕は、千葉市緑区鎌取コミュニティセンター体育館の老朽化した電灯設備の更新を行うものである。
- 5 一般事項
- (1) 受注者は、本修繕の履行に当たり、日本国の法令を順守し、本仕様書及び設計図面に定められた項目を確実に履行すること。
- (2) 本仕様書に明記無き事項は、原則として下記による。
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和4年版)
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(機械・電気設備工事編)(令和4年版)
 - ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(機械・電気設備工事編)(令和4年版)
- (3) 受注者は、業務の実施にあたって、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その旨を速やかに発注者に報告する。なお、発注者の責任に帰する場合のほかは、受注者がその賠償の責任を負う。
- (4) 本市では、千葉市環境マネジメントシステム(C-EMS)を運用し、省資源・省エネルギーの推進、3R(発生抑制、再使用、再生利用)活動の推進及びグリーン購入の推進等、環境負荷の軽減に関する取組みを行っていることから、本修繕の履行においても、可能な範囲で、環境に配慮して作業を実施すること。
- (5) 本仕様書及び契約書に定めがない事項のうち、本修繕を行うにあたり必要と思われる事項については受注者の責任で行なうものとし、それ以外は発注者と受注者と協議の上定めるものとする。
- (6) 修繕期間中の安全管理には十分注意すること。
- (7) 本修繕の履行にあたり、施設運営上支障のないよう、施設のスケジュール・要望等を確認し、綿密な施工計画により工程管理を行うこと。
- (8) 発生材は場外搬出適切処分とする。
- (9) 本修繕の履行に必要な電気及び水は既存施設のものを無償にて利用できるものとする。
- (10) 本修繕の履行に必要となる官公署その他の関係機関への届出等を行うこと。それらに要する費用、検査立会費用等も受注者の負担とする。
- (11) 本修繕の履行にあたり、下記書類を市担当者に提出すること。
- ・施工計画書(緊急連絡体制、施工方法、停電作業手順書、使用材料の規格、産廃処分方法(運搬・処理委託先等)が分かる書類)
 - ・施工写真(完成後に確認が困難な隠蔽部や施工の過程が分かるもの。施工前、施工後)

- ・発生材が適切に処分されたことが分かる書類（マニフェストの写し、搬出時写真、処分場搬入時写真等）
- ・試験成績書
- ・修繕完了後に必要となる書類（取扱説明書、完成図面等）
- ・その他、市担当者の指示による書類

6 特記事項

- (1) 交換品の撤去・処分は本修繕に含む。
- (2) ケーブルは全て既設再使用とすること。
- (3) 停電を伴う作業は、施設管理者・所管課担当者と日時を調整すること。
- (4) 修繕完了後には必要な試験を行うこと。
- (5) その他、本修繕に必要な費用（搬出入費、処分費等）も受注者の負担とする。
- (6) 照明器具の安定器はP C B混入がないことの確認を行い、報告書を提出する事。P C Bの混入が認められた際は、施設管理者と協議し適正に保管、引き渡しを行う事。
- (7) 施設管理者・所管課担当者と事前に十分な打合せを行い、支障となる物品等の移動の要望ならびに作業の周知の依頼を早めに行うこと。
- (8) 既設照明用昇降機及びL E D照明器具の撤去箇所、L E D照明器具の新設箇所については、施設管理者と協議のうえ決定すること。

7 修繕内容

千葉市緑区鎌取コミュニティセンターホールの照明用昇降機の撤去、L E D照明器具の更新 1式
詳細は修繕仕様書別紙を参照

8 添付資料（修繕仕様書別紙）

修繕設計図